

墨田区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
を公布する。

平成27年3月17日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第15号

墨田区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する
条例

墨田区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成4年墨田区条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「の規定に基づく」を「に規定する」に改める。

第6条第3項中「高さには」の次に「、北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの最高限度が定められている場合を除き」を加える。

第15条中「一に」を「いずれかに」に改める。

別表第1 東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域の項中「及び平成24年墨田区告示第207号」を「、平成24年墨田区告示第207号及び平成27年墨田区告示第9号」に改める。

別表第2 東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域の部東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域C地区の項及び東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域D地区の項中「定められた区域」を「定められた地区」に改め、同部に次のように加える。

東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域E地区	平成27年墨田区告示第9号に定める東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域のうち、E地区に定められた地区
東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域F地区	平成27年墨田区告示第9号に定める東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域のうち、F地区に定められた地区

別表第3に次のように加える。

6の6 東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域E地区

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)	(き)	(く)	(け)	(こ)	(さ)	(し)
建築してはならない建築物	(あ)の適用除外のもの	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の壁面の位置の制限	(え)の適用除外のもの	建築物の高さの最高限度	(か)の適用除外のもの	建築物の容積率の最低限度	(く)の適用除外のもの	建築物の容積率の最高限度	(こ)の適用除外のもの	建築物の建ぺい率の最高限度

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号、第7項各号及び第8項から第10項までのいずれかに該当する営業の用途に供するもの		60平方メートル。ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する場合には、この限りでない。			28メートル						
---	--	---	--	--	--------	--	--	--	--	--	--

6の7 東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域F地区

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)	(き)	(く)	(け)	(こ)	(さ)	(し)
建築してはならない建築物	(あ)の適用除外のもの	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の壁面の位置の制限	(え)の適用除外のもの	建築物の高さの最高限度	(か)の適用除外のもの	建築物の容積率の最低限度	(く)の適用除外のもの	建築物の容積率の最高限度	(こ)の適用除外のもの	建築物の建ぺい率の最高限度
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号、第7項各号及び第8項から第10項までのいずれかに該当する営業の用途に供するもの		60平方メートル。ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する場合には、この限りでない。			22メートル。ただし、東京都市計画高度地区による第3種高度地区の指定区域内における建築物の各部分の高さは、22メートル以下で、かつ当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲						

				にあつては当該水平距離の1.25倍に10メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあつては当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に20メートルを加えたもの以下とする。					
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

付 則

この条例は、公布の日から施行する。